

札幌市 IT 人材確保プログラム認定要綱

令和 7 年 3 月 21 日 経済観光局長決裁

(目的)

第 1 条 「札幌市 IT 人材確保プログラム認定制度（以下「本事業」という。）」は、市内 IT 企業の人材確保を目指して実施する、日本の就職市場に存在していない新たな IT 人材を生み出すプログラムを「札幌市認定プログラム」として認定し、活用促進に向けた支援を行うことによって、市内 IT 企業における安定的な IT 人材確保を支援することを目的として実施する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プログラム実施者 札幌市認定プログラムの実施主体をいう。
- (2) プログラム参加者 札幌市認定プログラムに参加する個人をいう。
- (3) IT 産業等 総務省が定める日本標準産業分類（令和 5 年 7 月改定）に基づく以下のいずれかに該当する事業をいう。

大分類 E 製造業－中分類 26 生産用機械器具製造業－小分類 267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
－小分類 269 その他の生産用機械・同部分品製造業

大分類 E 製造業－中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

大分類 E 製造業－中分類 29 電気機械器具製造業－小分類 296 電子応用装置製造業

－小分類 299 その他の電気機械器具製造業

大分類 E 製造業－中分類 30 情報通信機械器具製造業

大分類 G 情報通信業－中分類 37 通信業

大分類 G 情報通信業－中分類 39 情報サービス業

大分類 G 情報通信業－中分類 40 インターネット附随サービス業

大分類 L 学術研究、専門・技術サービス業－中分類 71 学術・開発研究機関

－小分類 711 自然科学研究所

－細分類 7112 工学研究所

－中分類 74 技術サービス業（他に分類されないもの）

－小分類 743 機械設計業

－小分類 744 商品・非破壊検査業

- (4) 市内 IT 企業 札幌市内に拠点を有し、IT 産業等を主たる事業として営む事業者をいう。

(札幌市認定プログラムの要件)

第 3 条 札幌市認定プログラムは、次の各号に掲げる全ての要件を満たすプログラムとする。

- (1) 市内 IT 企業の人材確保を目指して実施するプログラムであること。
- (2) 市内 IT 企業 2 社以上から推薦を受けていること。
- (3) 内容及び輩出可能な人材像を明確に定めていること。

- (4) 毎年度一定数のプログラム参加者を安定的に確保できること。
- (5) 次のいずれかに該当すること。
 - ア リスキリングプログラム：IT人材以外の者を対象として、専門的・実践的な教育訓練を行い、ITスキル及び情報システム開発に関連する高度な専門性を身に着けることで日本の就職市場に存在していない新たなIT人材を生み出すもの
 - イ 外国人材確保プログラム：外国人材を対象として、日本語又は日本の商慣習に関する教育、若しくはITスキル及び情報システム開発に関連する教育、若しくは生活支援等定着促進に向けた取組を行うことで日本の就職市場に存在していない新たなIT人材を生み出すもの
 - ウ その他：ア、イの他、札幌市が認めるもの

2 次のいずれかに該当するプログラムは認定しない。

- (1) 法令等に違反する又はその恐れのあるプログラム
- (2) 公序良俗に反する又はその恐れのあるプログラム
- (3) その他、札幌市が適当でないと認めるプログラム

(プログラム実施者の要件)

第4条 プログラム実施者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 申請時以降、概ね5年間以上、札幌市認定プログラムを実施し続ける見込みがあること。
- (3) 札幌市認定プログラムを適切に実施するための実施体制があること。
- (4) 経営状態が健全であり、経営不振による事業中止の恐れがないこと。
- (5) 日本国内に活動拠点があること。
- (6) 過去3年間に重大な法令違反を犯していないこと。
- (7) 第1条に掲げた目的を理解し、賛同している者であること。

2 次のいずれかに該当する者はプログラム実施者になることはできない。

- (1) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する者
- (2) 札幌市に対する税金や使用料等の債務の支払いを滞納している者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者
- (4) 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）又は会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）による申立て等、事業継続について不確実な状況にある者
- (5) 各種法令等に違反している者
- (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- (8) その他前各項に準ずる者

(認定申請)

第5条 第3条及び前条の要件を満たし、札幌市認定プログラムの認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を札幌市に提出するものとする。

- (1) 札幌市認定プログラム応募申請書（以下「申請書」という。）（様式1）及び添付書類
 - (2) 市内IT企業からの推薦書（様式2）
- 2 前項第2号に掲げる書類のうち、申請プログラムの活用意向を示していないものは提出書類として認めない。
- 3 第12条第2項及び第3項に定める札幌市認定プログラム活用促進補助金（以下「補助金」という。）の交付対象プログラムになることを希望する場合は、追加で補助対象経費申請書（様式3）を提出すること。
- 4 札幌市は、提出された書類をもとに審査を行い、要件を満たすと判断したプログラムを札幌市認定プログラムとして認定する。なお、札幌市が必要と認める場合は、書類審査に加えて面接審査を行うこととする。

（不誠実行為の禁止）

第6条 札幌市認定プログラムの認定を受けようとする者は、認定の申請に当たり、事実と異なる内容を記載する等不誠実行為を行ってはならない。

（認定の通知等）

第7条 札幌市は、第5条の規定による認定をした場合は、速やかに認定通知書（様式4）を送付する。

2 札幌市は、第5条の規定による認定をしないと決めた場合は、速やかに不認定通知書（様式5）を送付するものとする。

（認定内容の変更）

第8条 プログラム実施者は、認定通知書を受けた後、申請した内容に変更が生じた場合は、変更後速やかに変更届出書（様式6）及び変更内容に応じた第5条に掲げる書類を札幌市に提出しなければならない。ただし、変更内容が軽微な場合は除く。

（変更の承認）

第9条 札幌市は、変更届出書の提出があった場合において、当該変更届出書に係る変更の内容が適正であると認めた場合は、それを承認し、速やかに認定変更通知書（様式7）を送付する。

（プログラム認定の取消し）

第10条 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、札幌市の判断により、プログラム認定の取消しを行う。

- (1) プログラム実施者から終了の申入れがあり、札幌市がこれを認めた場合
- (2) プログラム実施者の行動が、札幌市の信用を著しく傷つけたと札幌市が判断した場合
- (3) 是正不可能な本要綱違反が発生した場合
- (4) 札幌市の事業見直しなどにより本事業が廃止された場合
- (5) プログラム実施者が事業再編又は倒産するなど、プログラム実施が不可能となった場合
- (6) その他、プログラム認定を継続することに著しい支障が生じると札幌市が判断した場合

(プログラム実施者の役割)

第11条 プログラム実施者は、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

- (1) プログラム参加者に向けた教育等を実施のうえ、市内IT企業からの依頼に基づきIT人材の紹介や求人代行等の人材確保支援を行う。
- (2) 札幌市から要請を受けて、札幌市認定プログラムの実施状況について報告を行う。
- (3) 札幌市からの要請を受けて、プログラムを利用した市内IT企業及びプログラム参加者に対してアンケート調査を行い、その結果を札幌市に報告する。

2 前項第2号及び第3号の報告内容は、札幌市によって対外的に公表することができる。

(札幌市の役割)

第12条 札幌市は、市内IT企業における札幌市認定プログラムの活用促進を目的として、札幌市公式WEBサイト等の広報媒体を活用するなどして、事業の周知に努めるものとする。

2 札幌市は、次の各号に掲げる全ての要件を満たした札幌市認定プログラムを活用してIT人材を採用した市内IT企業からの申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- (1) 申請書にて、補助金の交付対象プログラムとなる意思を示しているもの
- (2) 札幌市及びプログラム実施者の協議に基づいて補助対象経費を決定しているもの

3 前項第2号に定める補助対象経費は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内IT企業からプログラム実施者又はプログラム参加者に対して支出される経費
- (2) 札幌市認定プログラムを活用したIT人材の採用に係る経費のうち、プログラム参加者への支援を目的として支出されるもの

4 補助金の交付に係る要件、手続き等は、札幌市認定プログラム活用促進補助金交付要綱にて定める。

(費用)

第13条 市内IT企業が札幌市認定プログラムを利用する際に係る費用については、市内IT企業からプログラム実施者へ直接支払うものとし、札幌市は関与しない。

(情報公開)

第14条 プログラム実施者は、次の各号に掲げる内容を札幌市指定の広報媒体に情報提供することとする。札幌市は、本内容を札幌市主催のイベント等を通じて、市内IT企業に対して広く案内できるものとする。

- (1) 法人名
- (2) 担当者氏名、連絡先
- (3) 札幌市認定プログラムの名称、概要
- (4) 輩出可能な人材像
- (5) 市内IT企業が支払う費用の目安
- (6) 申請プログラムの概要説明資料
- (7) プログラム又は企業のロゴマーク
- (8) 補助対象経費に関する情報
- (9) その他札幌市が指定する内容

(期間)

- 第 15 条 札幌市認定プログラムの認定期間は、認定日の属する会計年度の末日までとし、札幌市又はプログラム実施者が更新しない旨の書面による通知をしない限り自動的に 1 年度毎の更新を行うものとする。
- 2 札幌市又はプログラム実施者は、前項の更新しない旨の書面による通知を行う場合は、期間満了の 1 ヶ月前までに行わなければならない。

(不可抗力による札幌市認定プログラムの中止)

- 第 16 条 札幌市は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、市内 IT 企業に事前に通知することなく、一時的に札幌市認定プログラムの実施を中断することがある。
- (1) プログラム実施者が火災、天災、戦争、暴動、騒乱又は労働争議等の不可抗力により札幌市認定プログラムの実施ができなくなった場合
- (2) 札幌市が火災、天災、戦争、暴動、騒乱又は労働争議等の不可抗力により本事業の一時的な中断が必要と判断した場合
- (3) その他、運用上又は事業見直しなどで、札幌市が本事業の一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 前項第 1 号により、プログラム実施者が札幌市認定プログラムを実施できなかった場合は、札幌市及び市内 IT 企業に対して、不可抗力の性質と範囲について不可抗力の事象が発生してから 10 営業日以内に口頭、書面又は電子メールによって通知しなければならない。またプログラム実施者は、札幌市認定プログラムを実施できない場合は、速やかに実施に向けて合理的かつ実務的に誠意を持って努力しなければならない。
- 3 札幌市は、第 1 項各号のいずれか、又はその他の事由により札幌市認定プログラムの実施の遅延又は中断等が発生したとしても、これに起因するプログラム実施者及びその委託先等関連する者（以下「プログラム実施者等」という。）並びに市内 IT 企業が被った損害について一切責任を負わないものとする。

(免責事項)

- 第 17 条 札幌市認定プログラムの実施に基づく、市内 IT 企業のいかなる採用判断及びその結果は市内 IT 企業による自己責任であり、いかなる損害が発生しても、札幌市はその責任を一切負わないものとする。
- 2 市内 IT 企業の費用不払い等によって、プログラム実施者等にいかなる損害が発生しても、札幌市はその責任を一切負わないものとする。
- 3 札幌市認定プログラムの実施に基づく全ての責任及び債務はプログラム実施者等が負うものとし、札幌市はその責任及び債務を一切負わないものとする。

(遵守事項)

- 第 18 条 プログラム実施者は、札幌市認定プログラムを実施する際に次の各号に掲げる全ての事項について遵守しなければならない。
- (1) 認定は、あくまで札幌市が市内 IT 企業における安定的な IT 人材確保を支援するために行うものであり、札幌市がプログラム実施者等に対して与信や身分を与えるものではないことを理解し、市

- 内 IT 企業に誤解を与えないようにしなければならない。
- (2) プログラム実施者は、市内 IT 企業が前条第 1 項及び第 3 項に規定した事項を理解するよう、説明を行わなければならない。
 - (3) プログラム実施者は、本事業の全てを第三者に委託することはできない。
 - (4) プログラム実施者等は支援内容に関して、札幌市に対して一切の費用、対価などを請求、要求してはならない。
 - (5) プログラム実施者等は、札幌市認定プログラムについて、最善の方法によって合理的かつ実務的に誠意を持って実施しなければならない。
 - (6) プログラム実施者等は、札幌市認定プログラムの遂行上知り得た札幌市及び市内 IT 企業の秘密を他人に漏らしてはならない。
 - (7) プログラム実施者等は、札幌市認定プログラムを行うにあたり、本要綱のほか、日本国憲法及び個人情報の保護に関する法律等の日本国内で適用される法律並びに札幌市が定める条例及び規則、札幌市情報セキュリティポリシーなどの関係法令を遵守しなければならない。
 - (8) プログラム実施者等は、違法行為又は反社会的行為を帮助するような支援を行ってはならない。
 - (9) プログラム実施者は、本事業において委託先が行う全ての行為に対して責任を負うものとする。

(業務監査)

第 19 条 札幌市は、本事業について、本要綱に基づき適切な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、プログラム実施者等に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 札幌市は、前項の目的を達するため、プログラム実施者等に対して必要な情報を求め、又は本事業に関して意見を述べることができる。

(名義後援)

第 20 条 本事業における認定は、札幌市の名義後援の使用を承認するものではない。事業実施に伴う名義後援の使用を希望する場合は、別途所定の申請を行わねばならない。

(その他)

第 21 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、経済観光局長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(あて先) 札幌市長

札幌市認定プログラム応募申請書

札幌市IT人材確保プログラム認定要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、札幌市認定プログラムの認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

また、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は事実に相違ないことを誓約します。

1 プログラム実施者

| | | |
|--------------------------|--|---|
| 法人名 ※1 | | |
| 代表者氏名 | | |
| 担当者氏名 ※1 | | |
| 連絡先 ※1 | 電話番号 | |
| | メールアドレス | |
| 本社所在地 | 〒 | |
| プログラム活動拠点の所在地 | 〒 | |
| 実施体制 | | |
| その他要件確認 | 以下で選択した各要件に該当することを誓約します。 ※該当するものを全て選択（各項目の□に「✓」をご記載ください。） | |
| | <input type="checkbox"/> | 申請時以降、概ね5年間以上、札幌市認定プログラムを実施し続ける見込みがあります。 |
| | <input type="checkbox"/> | 過去3年間に重大な法令違反を犯しておりません。 |
| | <input type="checkbox"/> | 要綱第1条に掲げられた目的を理解し、賛同しております。 |
| | 以下で選択した各要件に該当しないことを誓約します。 ※該当しないものを全て選択（各項目の□に「✓」をご記載ください。） | |
| | <input type="checkbox"/> | 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する者 |
| <input type="checkbox"/> | 札幌市に対する税金や使用料等の債務の支払いを滞納している者 | |

| | |
|---|---|
| | <input type="checkbox"/> 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者 |
| | <input type="checkbox"/> 民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）による申立て等、事業継続について不確実な状況にある者 |
| | <input type="checkbox"/> 各種法令等に違反している者 |
| | <input type="checkbox"/> 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者 |
| | <input type="checkbox"/> 特定の政治、思想又は宗教の活動を行う者 |
| | <input type="checkbox"/> その他、以上の項目に準ずる者 |
| 上記誓約の内容確認についての承諾 ※承諾する場合、□に「✓」をご記載ください。 | |
| | <input type="checkbox"/> 上記誓約の内容を確認するため、必要に応じて他の官公署等に照会を行うことについて承諾します。 |

2 申請プログラム

| | |
|---------------------|--|
| プログラム名称 ※1 | |
| 概要 | プログラム概要（実施内容、目的、他プログラムと比較した優位性等） (100 字以内) ※1 |
| | 要綱第 3 条第 1 項第 5 号に定めた要件を満たすことの説明 |
| | |
| プログラム参加者 輩出可能な人材 | プログラムに参加する人材像（プログラムのメインターゲット） |
| | |
| | 輩出可能な人材像（プログラム卒業時点のスキル・マインド等） (100 字以内) ※1 |
| | |

| | | | | |
|---------------------------------|-----------------------------------|---|-------------------|---|
| 市内 IT 企業が支払う費用（目安）※ 1 | | | | |
| 実施計画 | 実施スケジュール（直近1年間のスケジュール） | | | |
| | プログラム参加者数（目標）※ 2 | | 市内 IT 企業への就職数（目標） | |
| | 1年目 | 名 | 1年目 | 名 |
| | 2年目 | 名 | 2年目 | 名 |
| | 3年目 | 名 | 3年目 | 名 |
| | 4年目 | 名 | 4年目 | 名 |
| | 5年目 | 名 | 5年目 | 名 |
| | プログラムの周知方法（プログラム参加者向け、市内 IT 企業向け） | | | |
| | | | | |
| | プログラム参加者を市内 IT 企業への就職に結びつけるための工夫 | | | |
| | | | | |
| 札幌市認定プログラム活用促進補助金 ※いずれか1つを選択 | <input type="checkbox"/> | 札幌市認定プログラム活用促進補助金の交付対象プログラムとなることを希望します。 ※補助対象経費申請書【様式3】を提出ください。 | | |
| | <input type="checkbox"/> | 札幌市認定プログラム活用促進補助金の交付対象プログラムとなることを希望しません。 | | |
| その他要件確認 ※該当するものを全て選択 | 以下で選択した各要件に該当しないことを誓約します。 | | | |
| | <input type="checkbox"/> | 本プログラムは、法令等に違反する又はその恐れのあるプログラムではありません。 | | |
| | <input type="checkbox"/> | 本プログラムは、公序良俗に反する又はその恐れのあるプログラムではありません。 | | |

3 その他制約事項

以下の事項について誓約します。 **※□に「✓」をご記載ください。**

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 要綱記載事項について理解したとともに、その内容について遵守いたします。 |
|--------------------------|-------------------------------------|

4 本様式以外の提出書類

共通書類（様式あり）

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 市内 IT 企業からの推薦書【様式 2】 ※2社分の推薦書が必要となります。 |
|--------------------------|---|

共通書類（様式なし）

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 申請プログラムの詳細説明資料（PDF） ※ 1 |
|--------------------------|--------------------------------|

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | プログラム又は企業のロゴマーク（gif、jpeg又はjpg） ※ 1 |
|--------------------------|---|

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 登記事項証明書（申請日の3カ月前以内に発行されたもの）の写し |
|--------------------------|--------------------------------|

- | | |
|--------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> | 定款の写し |
|--------------------------|-------|

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 直近の決算書類（貸借対照表、損益計算書）の写し |
|--------------------------|-------------------------|

札幌市認定プログラム活用促進補助金の交付対象プログラムとなることを希望する場合のみ提出

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| <input type="checkbox"/> | 補助対象経費申請書【様式 3】 |
|--------------------------|-----------------|

※1 該当項目に記載された内容及び提出書類は、札幌市による校正のうえ、札幌市公式 WEB サイトや札幌市認定プログラム周知用チラシ、その他の方法で札幌市による広報活動等に利用させていただく場合があります。

※2 札幌市内の人材に限定する必要はなく、市内 IT 企業に就職する可能性がある人材であれば広く対象数に含めて問題ありません。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

市内 IT 企業からの推薦書

市内における所在地 〒

法 人 名

代表者職氏名

推 薦 者

役 職

推薦者連絡先 TEL

MAIL

札幌市 IT 人材確保プログラム認定要綱第3条の規定に基づき、以下のプログラムが札幌市認定プログラムとしての認定を受けることを推薦いたします。

また、この書類の全ての記載事項は事実に相違ないことを誓約するとともに、推薦の事実確認を目的とした札幌市からの連絡を受付けることを承諾いたします。

| | | | |
|--|---|---|--|
| プログラム名称 | | | |
| プログラム実施者の法人名 | | | |
| 推薦理由 | | | |
| IT 人材確保に関する質問事項 | 年間何名程度の IT 人材を採用していますか？ | | |
| | 名 | | |
| | これまでに今回推薦したプログラムから IT 人材を採用した実績はありますか？ ある場合はその人数（累計）を教えてください。 | | |
| | <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない ※該当するものを1つ選択 | 名 | |
| | 今回推薦したプログラムが札幌市認定プログラムに認定された場合、当該プログラムを活用したいと考えていますか？ | | |
| <input type="checkbox"/> 必ず活用する <input type="checkbox"/> おそらく活用する <input type="checkbox"/> 人材によっては活用を検討する <input type="checkbox"/> おそらく活用しない <input type="checkbox"/> 確実に活用しない ※該当するものを1つ選択 | | | |

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

法 人 名
プログラム名称
担当者名
連 絡 先 TEL
MAI

補助対象経費申請書

様式第1号にて申請したプログラムについて、札幌市認定プログラム活用促進補助金の交付対象プログラムとなることを希望します。

プログラム実施に伴い発生する以下の内容を補助対象経費として申請します。

※注：以下全ての要件を満たすものを補助対象経費として申請すること。

- (1) 市内IT企業からプログラム実施者又はプログラム参加者に対して支出される経費
- (2) 札幌市認定プログラムを活用したIT人材の採用に係る経費のうち、プログラム参加者への支援を目的として支出されるもの

| 補助対象経費名称 (30文字以内) ※1 | 補助対象経費の説明 ※1 ※2 | 金額(目安) ※1 | 補足事項 |
|-------------------------|--------------------|--------------|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※1 該当項目に記載された内容は、札幌市による校正のうえ、札幌市公式WEBサイトや札幌市認定プログラム周知用チラシ、その他の方法で札幌市による広報活動等に利用させていただく場合があります。

※2 補助対象経費の全ての要件を満たしていることが読み取れるように記載してください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式第4号

札経イ第 号

令和 年 月 日

(申請者名) 様

札幌市長 秋元 克広

認定通知書

令和 年 月 日付けで応募があった札幌市認定プログラムに係る申請について、同要綱第5条の規定により審査した結果、下記のとおり認定することを決定したので通知します。

記

1 申請プログラム名

2 申請プログラムの分類

3 プログラム実施者名

4 認定番号

5 認定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

6 以下に該当した場合は、札幌市認定プログラムの認定の取り消しを行う。

- (1) プログラム実施者から終了の申入れがあり、札幌市がこれを認めた場合
- (2) プログラム実施者の行動が、札幌市の信用を著しく傷つけたと札幌市が判断した場合
- (3) 是正不可能な要綱違反が発生した場合
- (4) 札幌市の事業見直しなどにより本事業が廃止された場合
- (5) プログラム実施者が事業再編又は倒産するなど、プログラム実施が不可能となった場合
- (6) その他、プログラム認定を継続することに著しい支障が生じると札幌市が判断した場合

【担当】 経済観光局経済戦略推進部

イノベーション推進課 IT 産業係

●●・■■ TEL 211-2379

様式第5号

札経イ第 号
令和 年 月 日

(申請者名)様

札幌市長 秋元 克広

不 認 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで応募があった札幌市認定プログラムに係る申請について、同要綱第5条の規定により審査した結果、下記のとおり認定を行わないことを決定したので通知します。

記

1 認定を行わない理由

【担当】 経済観光局経済戦略推進部
イノベーション推進課 IT 産業係
● ● ・ ■ ■ TEL 211-2379

(あて先) 札幌市長

申請者 本社所在地 〒

法 人 名

代表者職氏名

担 当 者 名

連 絡 先

変更届出書

令和 年 月 日付札経イ第 号により認定を受けた札幌市認定プログラムについて変更の承認を受けたいので、同要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。
また、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は事実に相違ないことを誓約します。

記

1 変更するプログラム名 _____

2 認 定 番 号 _____

3 変更の内容・理由

4 変更が札幌市認定プログラムの実施に及ぼす影響

5 添付書類（以下の内、変更の内容に関係するものを全て提出すること。）

| | |
|--------------------------|--|
| 様式あり | |
| <input type="checkbox"/> | 札幌市認定プログラム応募申請書【様式1】 |
| <input type="checkbox"/> | 市内IT企業からの推薦書【様式2】 ※推薦理由に関係する部分が変わる場合は提出 |
| <input type="checkbox"/> | 補助対象経費申請書【様式3】 |
| 様式なし | |
| <input type="checkbox"/> | 変更後プログラムの詳細説明資料 |
| <input type="checkbox"/> | プログラム又は企業のロゴマーク (gif、jpeg又はjpg) |
| <input type="checkbox"/> | 登記事項証明書（申請日の3カ月前以内に発行されたもの）の写し |
| <input type="checkbox"/> | 定款の写し |
| <input type="checkbox"/> | 直近の決算書類（貸借対照表、損益計算書）の写し |

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式第7号

札経イ第 号
令和 年 月 日

(申請者名)様

札幌市長 秋元 克広

認定変更通知書

令和 年 月 日付けで応募があった札幌市認定プログラムに係る変更申請について、同要綱第9条の規定により審査した結果、下記のとおり変更することを承認したので通知します。

記

1 変更するプログラム名 _____

2 認定番号 _____

3 変更する内容

【担当】 経済観光局経済戦略推進部

イノベーション推進課 IT 産業係

●●・■■ TEL 211-2379